

平成 29 年度 活動計画

1. 社債市場の活性化・拡大に向けた活動

社債制度に関しては、これまで様々な議論を重ねてきており、当協議会では制度改革の進捗を確認しつつ、関係各方面と意見交換を行うなど、発行体の立場から意見を発信してきたところである。しかしながら、流動性の低さなど、引き続き改善すべき課題が残っており、特に欧米の社債市場との比較で劣後する部分については、我が国企業の国際的な競争力にも関わるため、早急な改善に向けた取り組みが必要である。

他方において、経済産業省では平成28年8月より「持続的成長に向けた長期投資（ESG・無形資産投資）研究会」を開催し、本年5月にはガイダンス（指針）を公表している。また、環境省でも平成28年10月から「グリーンボンドに関する検討会」を開催し、本年3月にはガイドラインを公表している。ESG投資やグリーンボンドに係る環境整備が進むことで、今後、投資家及び発行体双方のニーズがより一層高まることが予想される。当協議会においても、発行体の立場から理解を深め、意見交換等を実施するとともに積極的に意見を発信していくことが、今後の資金調達環境の改善に資するものと考えられる。

その他、安定的な外貨調達のための仕組みづくりの一環として、外貨建社債の発行環境の整備に関しても引き続き検討を進めていく。

なお、社債市場の活性化の観点から、より実効性の高い取り組みを行うため、課題の洗い出しを改めて行うとともに大まかなスケジュールを共有しながら、進めていくこととしたい。

2. 税制・規制改正等に向けた活動

グローバル・キャッシュ・マネジメント（GCM）に関しては、平成27年度に経済産業省の高度金融人材産学協議会と連携し、論点整理を行ったところであるが、GCMを取り巻く各種規制等について、今回改めて整理・検討し、必要に応じて、意見を発信していく。

また、仮払法人税等、仮納付した税金に関する資産の流動化が可能となれば、企業の資金調達はより円滑なものとなる。消費税及び地方消費税に関する資産については、流動化が可能であり企業の資金調達手段となりうるが、例えば中間納付した法人税見合いの仮払法人税については、「法解釈」の観点から流動化が認められないとされていることから、円滑な資金調達に役立てることは出来ないか検討を行う。

事業会社の貸付けに係る貸金業規制の適用緩和範囲の拡大についても、継続して取り組みを進めることとする。

3. 金融機関取引の在り方・受信管理能力向上に関する情報共有等

足下、国内では銀行等金融機関の統合、規制当局による与信規制の強化の動きがみられる一方、国際的には大手金融機関のバーゼルⅢ対応が進んでいる。金融機関のリスク許容度が低下することで、各金融機関の融資先に対する与信限度額が従来よりも縮小することが懸念される。かかる状況下において、資金調達側では「どのような金融機関・投資家から」、「どのような形で」、「どのような規模の」与信を受けるかといった点について、方針を整理し実行するとともに、各金融機関の与信状況を適時把握する「受信管理」の能力を向上させる必要性が高まっている。今後、金融機関の再編や与信規制の強化が一段と進む可能性も視野に入れ、国内金融業界の再編の動向、金融規制の今後の展開、受信管理実務について調査・情報共有を行い、各会員の円滑な資金調達に資する取り組みに繋げていく。

4. フィンテックに関する情報提供・検討等

急速に進むフィンテックが大企業における資金の調達・決済・管理方法にもたらす変化について、提供サービス・技術・制度の進展、金融機関の動向等の観点から情報提供を行う。また、個社実務への適用可能性について意見交換を行うとともに、決済システム等の公共インフラにおけるフィンテックの応用に関しては、安全性・利便性が高く、かつ低コストの仕組みとなるように意見を発信していくことも検討する。

また、各社の財務業務の効率化のため、資金繰り、キャッシュ・プーリング、外国為替業務等でのインターネット・プラットフォームの活用や AI・ロボット技術を活用したオペレーションの自動化等についても、情報提供・検討を行う。

5. マイナス金利への対応

今後の政治・経済情勢によっては、マイナス金利の深掘りの可能性があることを念頭に置きながら、日銀の金融政策の動向及び短期金利の推移を引き続き注視し、会員企業のニーズに応じて、分科会の開催、個別相談等の対応を機動的に実施していく。

6. その他

上記に掲げた項目以外の課題に関しても、金融情勢の動向を注視しつつ、会員企業の要望に適切に応えるべく、適宜対応を図っていく。

以 上